

申請に対する処分/審査基準・標準処理期間 個票 (東久留米市)

< 個票情報 >

所 管 部 署	環境政策課
適用日 (掲載日)	令和5年12月1日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	空家等管理活用支援法人の指定
処 分 権 者	市長
根 拠 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第23条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第23条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和5年法律第50号) により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人 (以下「支援法人」という。) の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	□設定 ■未設定
備 考	
設 定 日	